

競馬所得



計算&確定申告ガイド

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2025年12月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

競馬の利益で確定申告が必要な人

競馬の払戻金は、原則として「一時所得」に区分されます。ただし、営利を目的として継続的に馬券を購入し、客観的にも事業性が認められる場合に限り、例外的に「雑所得」として扱われることがあります。

給与所得者（会社員など）

以下の**両方**に当てはまる場合、確定申告が必要となります。

- 1 年間の純利益（払戻金－馬券代）が50万円を超えている。
- 2 給与以外の所得の合計額が20万円を超えている。

個人事業主・フリーランス

金額の多寡にかかわらず、競馬の払戻金は原則として「一時所得」に区分され、事業所得など他の所得と合算して申告します。

所得税の計算方法（一時所得の場合）

一時所得では、必要経費として認められるのは「的中した投票券の購入費」のみです。ハズレ馬券の購入費用は、経費として差し引きません。

■ 計算式 課税対象額 = (年間の払戻金合計 - 当たり馬券の購入費用 - 特別控除額50万円) × 1/2

計算シミュレーション

- 年間の払戻金：300万円
- 当たり馬券の購入費：10万円
- ハズレ馬券の購入費：100万円（※一時所得の必要経費には含めません）

➡ 計算：(300万円 - 10万円 - 特別控除額 50万円) × 1/2 = 120万円

この120万円が一時所得の課税対象額となります。給与所得者の場合、給与以外の所得が20万円を超えているため、確定申告が必要となります。

確定申告書の記載場所とは

確定申告書の「第一表」および「第二表」の該当箇所へ記入します。

書類名	記入箇所	内容
申告書 第一表	収入金額等	「一時」の欄に、年間払戻金の総額を記入します。
	所得金額等	「一時」の欄に、一時所得の計算式により算出した課税対象額を記入します。
申告書 第二表	所得の内訳	● 所得の種類：一時 ● 収入金額：払戻金の総額 ● 種目：競馬払戻金 ● 必要経費：的中した馬券の購入費
	一時所得に関する事項	収入金額・必要経費・特別控除額（上限50万円）を記入



注意
点
と
ペ
ナ
ル
テ
ィ

1 資金の流れは把握されます

PAT（ネット投票）の購入履歴や、銀行口座の入出金記録を通じて、税務署は資金の流れを把握することが可能です。無申告の場合、本来納めるべき税金に加えて、以下の追徴課税が課されます。

- 無申告加算税：納付税額の15%～20%
- 延滞税：納付期限の翌日から完納日までの日数に応じた利息相当額
- 重加算税：隠蔽・仮装などの悪質な行為が認められた場合、40%

2 記録は保存しましょう

確定申告の根拠資料となる「投票記録（購入履歴）」や「通帳の入出金記録」は、必ず出力・保存しておきましょう。

マネーフォワード クラウド確定申告を利用して確定申告を進める方に向けて、
動画やサポートサイトなどをご用意しております。ぜひ、併せてご参考くださいませ。

01

確定申告 はじめてガイド



雑所得や控除の申告に役立つ、確定申告書を提出するまでの流れについてご説明したサポートガイドを用意しております。

ガイドを見る >

02

動画で学ぶ マネーフォワード クラウド 確定申告



動画で、マネーフォワード クラウド確定申告の機能を学べるページをご用意しております。また、**確定申告の基礎について理解**できるような、**YouTube動画も用意しております**ので、ぜひご活用ください。

動画を見る >

03

クラウド確定申告 コラム

初心者の方も悩まず、安心! クラウド確定申告コラム

読む前にもう確認！クラウド確定申告のコツやポイントを伝えます

マネーフォワード クラウド確定申告についてのお問い合わせの中から、お客様が悩みやすい箇所についてコラム形式でご案内しています。確定申告書の作成にお役立てください。**仕訳の考え方や、勘定科目登録のコツ**など会社員の方にも役立つ内容をまとめております。

コラムを見る >